

## 平成 31 年度シーズ・ニーズマッチング強化事業公募要項 (実施団体の公募)

障害者自立支援機器（以下「支援機器」という。）の開発については、障害者自立支援機器等開発促進事業により、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）や福祉事業所の職員等（以下「ユーザー側」という。）が持つニーズと、開発機関や研究者（以下「開発側」という。）が持つシーズのマッチングを図りながら、開発機関と障害者等及び医療福祉専門職等が連携して開発する取組に補助を行い、適切な価格で障害者等が使いやすい支援機器の製品化・普及を図っているところである。

本事業は、ユーザー側が持つニーズと開発側が持つシーズのマッチングを目的とした支援機器に関する交流会を企画・開催し、実用的な支援機器の開発が促進されるよう、ユーザー側と開発側が意見交換を行う場を提供するとともに、モニター評価を行う機会を獲得すること等を目的とするものである。

今般、本事業を実施する法人を以下により募集するので、下記の事項に留意の上、応募されたい。

### 1 応募の要件

実用的な支援機器の開発及び製品化並びに普及促進に関して知見を有している法人（国及び地方公共団体を除く。）であって、事業を行う能力及び体制を有し、その経理が明確かつ経営の安定性が確保されている団体。

### 2 事業内容

以下の（１）～（３）に掲げる事業を行う。なお、実施にあたっては、本事業を担当する職員（以下「事業担当職員」という。）を１名以上配置すること。

#### （１）シーズ・ニーズマッチング交流会等の開催

障害者等のニーズに沿った支援機器の開発を促進する観点から、ユーザー側が持つニーズと開発側が持つシーズのマッチングを目的としたシーズ・ニーズマッチング交流会（以下「交流会」という。）を企画し、開催する。なお、実施にあたっては、次の①～⑨までに掲げる要件を全て満たすものであること。

- ① ニーズを持つさまざまな障害者等の団体や支援機器に関する専門的知見を有する医療福祉専門職等の外部の委員により構成される交流会企画委員会（以下「企画委員会」という。）を開催すること。
- ② 企画委員会においては、広報活動等も含め、交流会の効果的な企画・運営について検討するとともに、交流会の開催結果やその効果についても、客観的指標をもって評価・検証を行うこと。
- ③ 交流会は、東京での２日間以上の開催を含め、累計６日間以上開催し、全国的に偏りなく効率的・効果的なマッチングが図られるよう工夫すること。

- ④ 交流会には、ユーザー側と開発側の関係者、医療福祉専門職等及びその団体、支援機器関連学会及び所属会員等に加え、開催地近隣の行政機関の関係者等の参加を促すものとする。
- ⑤ 交流会においてはユーザー側と開発側の意見交換を行う場を設置するほか、試作機等の説明及びデモンストレーションを行い、積極的に意見交換が行われるよう、医療福祉専門職等によるコーディネーターを配置すること。なお、当該コーディネーターは、事業担当職員が兼務することとして差し支えないものとする。
- ⑥ 交流会の内容は、特定の分野に特化することなく、予め支援機器の開発に対するユーザー側のニーズを収集・分類した上で、複数のブースを設けるなど工夫すること。
- ⑦ 交流会においては、都道府県が実施する障害者自立（いきいき）支援機器普及アンテナ事業（地域生活支援事業）との連携及び当該年度を含む過去に障害者自立支援機器等開発促進事業により開発された支援機器（開発途中を含む。）の一般公開の場を設けること。その際、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室（以下「自立支援振興室」という。）と緊密に連携の上、実施すること。
- ⑧ 交流会に多くの企業、障害者等及び医療福祉専門職等の参加が得られるよう、地方公共団体や学会等とも連携しながら、効果的な広報活動や開催方法など工夫すること。
- ⑨ 交流会の参加者等に対して支援機器に関するアンケート調査を実施し、その結果を広く周知する等、実用的な支援機器の開発及び製品化、普及・促進に有用な情報の発信を行うこと。

## （２）交流会開催後のフォローアップ

交流会の成果を着実に支援機器の開発につなげるため、交流会開催後も開発を行う企業等の希望に応じて、相談やその他必要な支援を行う。

## （３）ユーザー側のニーズや開発側のシーズの情報収集・発信

ユーザー側が持つ支援機器に関するニーズと開発側が持つ技術や新しい製品の企画などの情報を幅広く収集し、新たな開発の参考となるよう発信する。

## ３ 報告

- （１）本事業の実施にあたって、実施団体は自立支援振興室に対し、適宜、進捗状況を報告すること。
- （２）実施団体は事業終了後１ヶ月以内又は翌年度の４月２０日のいずれか早い日までに事業報告書を作成し、自立支援振興室へ提出すること。当該報告書は国立国会図書館に納本するほか、厚生労働省のホームページへ掲載するため、自立支援振興室が別途指示する方法により提出するものとする。

#### 4 補助基準額及び対象経費

##### (1) 補助基準額

35,000 千円以内とする。

##### (2) 補助率

補助基準額の 10/10 とする。

##### (3) 補助対象経費

事業の実施に必要な、賃金、謝金、旅費、需用費（消耗品費、会議費、印刷製本費、光熱水費）、通信運搬費、雑役務費、委託費、借料及び損料、備品購入費。

なお、機械器具等の物品の購入費用は、原則として、リースが困難な事情又はリースでは著しく不経済となる事情を有する機器に限るものとする。また、パソコン等の汎用性の高い機器の購入費用については、原則、対象外とする。

#### 5 提出書類

##### (1) シーズ・ニーズマッチング強化事業の実施に係る次の書類

- ① 平成 31 年度シーズ・ニーズマッチング強化事業への応募について（別紙 1）
  - ② 事業計画書（別紙 2）
  - ③ 事業の実施体制（別紙 3）
  - ④ 所要額内訳書（別紙 4）
  - ⑤ 人件費、報償費及び旅費の支給基準（法人の内規）（様式なし）
- ※ 経費の内訳の積算根拠についても必ず併せて提出すること。

##### (2) 法人の概要、活動状況に係る次の書類

- ① 定款又は寄附行為（様式なし）
  - ② 役員名簿（別紙 5）
  - ③ 法人の概況書（別紙 6）
  - ④ 理事会等で承認を得た直近の事業実績報告書
- ※ 冊子による提出は不可。（分量が多い場合は、法人の事業実績等を記した主要部分の抜粋のみで可）

##### (3) 法人の経理状況に係る次の書類

- ① 理事会等で承認を得た直近の収入支出予算書抄本（様式なし）
- ② 理事会等で承認を得た直近の財務諸表（貸借対照表、収支計算書、財産目録）、監事等による監査結果報告書（写）（様式なし）

#### 6 提出期限

平成 31 年 4 月 19 日（金）必着（持参の場合も同様）

- ※ 原則は郵送によること。なお、やむを得ず持参する場合は、持参する前日までに、下記「電子媒体送付先アドレス」宛に氏名、所属組織名、電話番号を入力したメールを必ず送付すること。
- ※ 提出期限を経過して届いた応募書類については受け付けないので、提出期限を厳守すること。また、提出した書類は返却しないものとする。

## 7 提出方法

- (1) 提出書類の送付先は、次の通りとする。

<提出書類の送付先>

郵便番号 100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

企画課自立支援振興室社会参加支援係（支援機器担当）宛

- ※ 封筒表面に、赤字で「平成31年度シーズ・ニーズマッチング強化事業 応募書類在中」と記載のこと。

- (2) 提出書類については、書類の郵送等と併せて、必ず電子媒体（ファイル名を「平成31年度応募書類（団体名）（書類名）」とすること）を下記アドレス宛に送付すること。なお、送付するメールの表題に「（団体名）シーズ・ニーズマッチング強化事業応募について」と入れること。

また、積算根拠の資料についても、応募書類と併せてメールでも送付すること。

なお、郵送書類もしくは当該メールのいずれかが「6」の提出期限までに届いていない場合には、応募を受け付けないので、留意すること。

<電子媒体送付先アドレス>

syougaiiki@mhlw.go.jp

## 8 採択方法

応募については、障害者自立支援機器等開発促進事業評価検討会における審査を踏まえて、厚生労働省が採択又は不採択を決定する。

## 9 その他

その他関連事項については、別途定めるシーズ・ニーズマッチング強化事業実施要綱や地域生活支援事業補助金及び障害者総合支援事業費補助金交付要綱によるものとする。

## 10 本事業に係る照会先

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室社会参加支援係  
田上・松橋 電話：03-5253-1111（内線3088、3071）